

# 岐阜市立厚見小・中学校 いじめ防止基本方針概要



## いじめ防止対策推進法

第4条 児童生徒は、**いじめを行ってはならない。**

## いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめ」は、人間として絶対に許されない。
- 「いじめ」は、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- 「いじめ」は、見ようと思って見ないと見つけにくい。
- 「いじめ」は、組織かつ継続して対応しないと解決しない。

## いじめに対する学校の構え

- 誰も、ひとりぼっちにさせない。
- いじめは、みんなで止める。
- どんなことも受け止める。
- 直ちに問題解決に立ち上がる。

## 未然防止

## 早期発見・対応

## 発生時の対応

- 魅力ある学級・学校をつくりまします。**
  - ・「分かった・できた」と楽しく充実した授業にする。
  - ・よさを認め合い誰もが居心地のよい学級をつくる。
  - ・子どもが主体的に解決して乗り越える力を育てる。等
- 安心感を生み出す指導をします。**
  - ・互いを認め合い、望ましい人間関係づくりを進める。
  - ・「守ろう」とする規範意識を醸成する。
  - ・日々の声かけと計画的なアンケート等全職員で見守る。
- 生命や人権を大切にしよう指導をします。**
  - ・全教育活動を通して、「いのちの教育」を進める。
  - ・自殺予防教育やがん教育、命の授業など自尊心を育てる。
  - ・SCによるSOSの出し方と不調の対処法講座等を行う。
- ネットでのいじめ防止対策を進めます。**
  - ・保護者と教職員相互の共通理解を図る。
  - ・情報モラル教育を充実する。
  - ・SNSの使い方、向き合い方等を親子で考える場を作る。

- いじめがあった時に見逃さず、立ち向かい、乗り越える力を育成します。**
  - ・自他の命と人権を尊重しようとする意識を醸成する。
  - ・いじめを考える授業で対峙しようとする意欲を喚起する。
  - ・児童会生徒会の取組(ピンクシャツデー等)を充実する。
- アンケート調査など、的確な情報収集により多面的な児童生徒理解に努めます。**
  - ・こころのアンケートやいじめアンケートを実施する。
  - ・アンケート等をもとに教育相談を充実する。(セカンドティーチャー)
  - ・岐阜市版アセスやNINOをもとに多面的理解に努める。
- 組織的・継続的な連携体制で対応します。**
  - ・校内巡回を重ね、その都度情報交流と適切な支援を行う。
  - ・事案発生時は、迅速かつ組織的に即時対応をする。
- 教職員の研修を充実します。**
  - ・全職員がいじめの未然防止早期発見対応意識を高める研修を随時行う。・事案をもとにいじめ発生時の対応研修を行う。
- 保護者と連携して解決に向かいます。**
  - ・保護者への連絡報告を迅速かつ正確に行い連携する。
  - ・前向きな協力関係を築き解決に向け取り組む。
- 関係諸機関と連携を進めます。**
  - ・日頃から外部機関との情報連携や行動連携をする。
  - ・ネット上の問題は警察等専門機関と連携して解決する。

いじめ(かもしれないこと)がおこったら...に気づいたら...

厚見小中の先生たちは、話を聞いたその日から、解決のために動き出します!

あれって、いじめじゃないかなあ?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

大丈夫ですか?

裏面拡大版参照

## 保護者の責務と役割

- 学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題に対応する。
- 保護者は、保護する児童生徒がいじめを行わないよう規範意識等の指導をする。保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に保護する。また、学校が講ずるいじめ防止等の取組に協力する。(岐阜市いじめ防止等対策推進条例より)

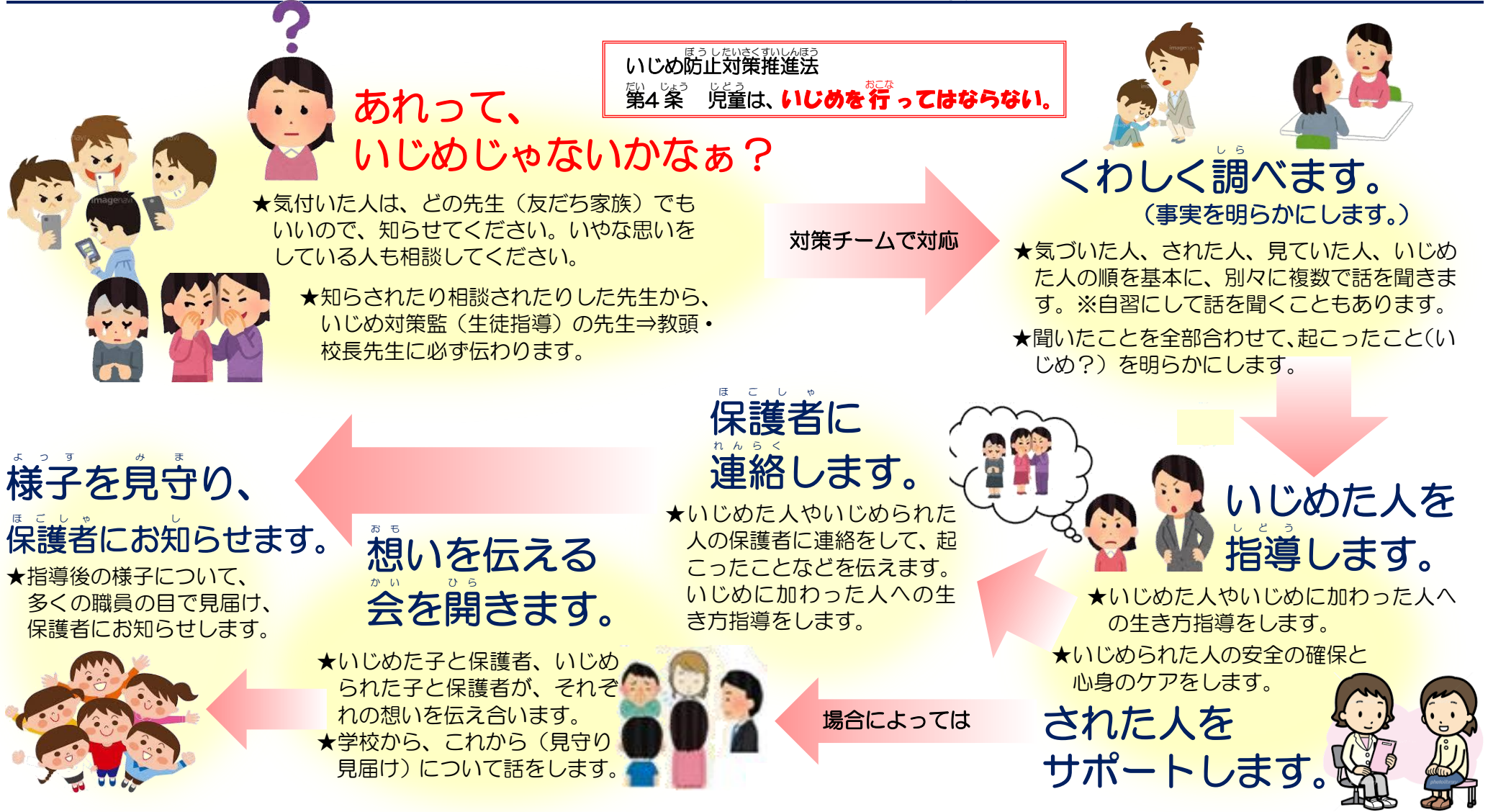
## 学校いじめ防止対策推進会議

いじめの未然防止、早期発見早期対応等を実効的かつ組織的に行うため設置します。校長以下学校職員、学校運営協議会委員ほか

# いじめ(かもしれないこと)

# がおこったら・・・ に気づいたら・・・

厚見小中の先生たちは、話を聞いたその日から、解決のために動き出します！



いじめ防止対策推進法  
第4条 児童は、いじめを行ってはならない。

あれって、  
いじめじゃないかなあ？

- ★気付いた人は、どの先生(友だち家族)でもいいので、知らせてください。いやな思いをしている人も相談してください。
- ★知らされたり相談されたりした先生から、いじめ対策監(生徒指導)の先生⇒教頭・校長先生に必ず伝わります。

対策チームで対応

くわしく調べます。  
(事実を明らかにします。)

- ★気づいた人、された人、見ていた人、いじめた人の順を基本に、別々に複数で話を聞きます。※自習にして話を聞くこともあります。
- ★聞いたことを全部合わせて、起こったこと(いじめ?)を明らかにします。

保護者に  
連絡します。

- ★いじめた人やいじめられた人の保護者に連絡をして、起こったことなどを伝えます。いじめに加わった人への生き方指導をします。

いじめた人を  
指導します。

- ★いじめた人やいじめに加わった人への生き方指導をします。
- ★いじめられた人の安全の確保と心身のケアをします。

想いを伝える  
会を開きます。

- ★いじめた子と保護者、いじめられた子と保護者が、それぞれの想いを伝え合います。
- ★学校から、これから(見守り見届け)について話をします。

場合によっては

された人を  
サポートします。

様子を見守り、  
保護者にお知らせます。

- ★指導後の様子について、多くの職員の見届け、保護者にお知らせします。